

働き続けざるを得ない国は幸せな国ですか？

年金改悪で強要！

高齢者への就業強制を止めよう！

雇用保険法等「改正」一括法案と
労働基準法「改正」法案の問題点

安倍内閣の掲げる「人生100年時代」の「一億総活躍社会」政策の狙いは、年金・医療・介護の改悪により「高齢になっても働かざるを得ない社会」づくりです。株価を支える年金積立を増やしつつ支給額は減らし、労働力を確保することが狙われています。そのための労働と年金に関する法案が、通常国会に提出されています。



安倍内閣が狙う労働「改革」

一括法案には①70歳までの就業機会の確保、②高年齢雇用継続給付金の半減・廃止、③副業・兼業の普及に向けた労災・雇用保険の見直し、④フリーランスなどの雇用によらない働き方の拡大が含まれています。「多様で柔軟な働き方」の美名のもとで、不安定で劣悪な雇用・働き方を広げようとしているのです。

最低70歳まで働け！

「70歳までの就業機会の確保」については、「70歳定年、70歳までの再雇用制度、定年の廃止」の他、雇用ではなく「業務委託」や「請負契約」などでもよいとしています。

現在、60代後半の男性の57%、女性の37%が働いています。老齢年金の平均受給月額が国民年金で5.6万円、厚生年金で14.7万円にすぎず、経済的理由で働かざるを得ないのです。しかし、76%が低賃金で不安定な非正規雇用です。労災の発生率も、70代前後の高齢労働者は、30代に比べて、男性で2.3倍、女性で4.9倍に上昇します。高齢労働者について労働法の保護を外すフリーランス化は危険です！

私たちの要求

- 1 「70歳までの就業機会の確保」ではなく、年金の支給水準の改善などで「65歳までに安心して退職できる条件」の整備をおこなうこと。
- 2 「高齢者も安全で安心して働くことができる賃金・労働条件の確保と就業環境の整備」をおこなうこと。
- 3 「兼業・副業」は推進しないこと。「8時間働いたら普通にくらせる」職場と社会にすること。
- 4 フリーランスなど「雇用によらない働き方」に対する保護を抜本的に改善・強化すること。

労働基準法の一部「改正」 賃金等請求権の消滅時効の見直し

民法改正にともない、一般債権の消滅時効は、「権利行使できるときから10年、知ったときから5年」となります。ところが、労働者の「賃金請求権記録の保存、付加金の支払い」については、原則5年間としつつも、「当分の間3年間」とされ、「災害補償その他の請求権」は、現在のままの「2年間」にされようとしています。

ただちに5年間とすべきです。

雇用保険法等「改正」一括法案・
労働基準法「改正」法案は、
「予算関連法案」や「日切れ法案」
扱いを止め、徹底した審議を！



〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620
http://www.zenroren.gr.jp



全日本年金者組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル
TEL 03-5978-2751 FAX 03-5978-2777
E-mail: honbu@nenkinsha-u.org

働き続けざるを得ない国は幸せな国ですか？

許すな！

年金「改正」法案の問題点

安倍「全世代型社会保障改革」

年金「改正」法案の主な内容

- 1、年金支給開始年齢の上限を75歳まで引き上げる
「原則65歳。60歳から70歳までの選択」を「75歳までの選択」に
- 2、厚生年金（被用者保険）の適用範囲の拡大
 - ・加入対象「週30時間以上働く労働者」から「週20時間～30時間（月給8.8万円以上）」
 - ・当分の間は「501人以上の企業」、2022年「101人以上」2024年「51人以上」
 - ・勤務期間要件「1年以上」から「2か月超」
 - ・5人以上の個人事業所の適用業種の追加
- 3、在職老齢年金制度の見直し
 - ・働いている60歳～64歳の在職老齢年金の支給停止開始額を月収28万円から47万円に引き上げ現行65歳以上と同じにする
 - ・65歳以上の在職老齢厚生年金は「在職定時改定」を導入して毎年改定を行う



1 年金支給開始年齢引き上げではなく安心して暮らせる年金に

現在70歳まで受給を延ばしている人は1%に過ぎません。75歳まで引上げる意図は、マクロ経済スライドの発動等で年金額を減らしておいて、75歳まで働き「自己責任」で年金額を増やせ、ということです。

今すぐ年金の引き下げをやめ、65歳からの年金受給でも安心して暮らせる制度にするべきです。

2 すべての労働者への社会保険適用と低所得者への減免措置を

基本的にすべての労働者に社会保険（厚生年金・健康保険）が適用されるべきです。企業規模で差があるのは「法の下での平等」に反しています。

右の表のように、定率の社会保険料が所得の低い労働者にとっては大きな負担となっており、生活を脅かしています。

月収8.8万円の労働者の負担額

	料率	負担 1/2	負担額
厚生年金	18.3%	9.2%	8,052円
協会けんぽ	10.0%	5.0%	4,400円
計	28.3%	14.2%	12,452円

※協会けんぽは京都の40歳未満の例

年収200万円以下の労働者には社会保険料の免除を行い、200万円超の労働者についても思い切った減免措置をすべきです。

3 支給開始年齢に達した勤労者すべてに満額の年金支給を

欧米では、年金支給開始年齢に達した勤労者すべての人に「減額せず満額支給する」ことが当たり前です。日本では「在職老齢年金制度」で年金額を減額する「例外的な仕組み」になっています。社保審年金部会（2019年12月27日）でも「厳しい制度」としており、見直しでなく廃止すべきです。

4 65歳年金支給開始を堅持し60歳から減額なしの特別支給制度も

男性は2025年、女性は2030年まで、段階的に支給開始年齢を65歳に引き上げています。法案の「75歳までの支給開始年齢の選択」は、75歳を年金支給開始年齢とする改悪の地ならしです。

多くの人から「65歳まで働けない」と悲鳴が上がっています。とりわけ、製造・建設・運輸などの現業系の重労働業種や医療・介護・商業・サービスなどの変形・交代制職場では深刻です。60歳から減額なしの年金特別支給制度の創設が求められています。

マクロ経済スライドを廃止し、最低保障年金制度を創設して **減らない年金・安心の年金を**



〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620
http://www.zenroren.gr.jp



全日本年金者組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル
TEL 03-5978-2751 FAX 03-5978-2777
E-mail: honbu@nenkinsha-u.org